

みせ税理士
の

相続相談手帖 第16話

Q 私（仮名：青木隆）は父の相続税の事が心配で相談させてください。今、新聞等では来年、相続税が増税されると報道されています。ただ自宅の土地は、土地の評価額が8割下がり、相続税の減額につながると聞きました。仮に父が亡くなった場合、父の住んでいた家の土地は8割の評価減額を受けることができますか？ちなみに、相続人は私1人で、私は父と同居しておらず、分譲マンションの持家に住んでいます。

この場合、上記の特例（小規模宅地等の減額特例）を適用することができますか？

A 現在の青木さんはご自身で自宅を所有しているため、残念ながら、お父様の亡くなった自宅の土地は**小規模宅地等の減額特例を適用することができません**。小規模宅地等の特例は評価額を8割下げること、亡くなった方の配偶者や同居親族の税負担を軽減する措置です。以下、自宅の土地を相続する場合、小規模宅地等の減額特例を受けるための条件を解説します。

～小規模宅地等の特例とは～

相続相談手帖
第8話参照

◎主な内容は？

- ◆亡くなった人が住んでいた家の土地の相続税評価が**8割減**になる
- ◆面積の上限は現行240平方メートル。
2015年から**330**平方メートルになる。

◎だれが使える？

- ①亡くなった人の配偶者
- ②亡くなった人と同居していた親族
- ③通称「**家なき子**」
 - ◆亡くなった人に①と②のうち法定相続人がなく、相続発生前3年間に自分または配偶者の持家に住んだことがない親族

ただ、青木さんの場合、生前に対策を講じることで、将来の小規模宅地等の減額特例を適用できる可能性があります。対策編については、次号にてお答えします。 続く・・・。

セカンド・オピニオン
受付中

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/